

石川県公報

平成 23 年 11 月 29 日

第 1 2 4 4 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等の一部改正 (管財課)	1	県統計調査の実施 (廃棄物対策課)	3
平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等の一部改正 (同)	2	保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	3
一般競争入札の落札者等 (同)	2	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	4
救急病院の認定 (医療対策課)	3	予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	5
		予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	5
		大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	6
		土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	7
		土地改良区の役員就任公告 (同)	7

告 示

石川県告示第533号

平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等 (平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)の一部を次のように改正する。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第2項に次の一号を加える。

(5) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3条第1項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 誓約書

(7) 役員等名簿

第7条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 役員等の職・氏名

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 改正後の平成9年告示の規定は、平成24年度以後の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査 (以下「入札参加者資格審査」という。) について適用し、平成23年度以前の入札参加者資格審査については、なお

従前の例による。

石川県告示第534号

平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）の一部を次のように改正する。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第2項に次の一号を加える。

(5) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3条第1項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 誓約書

(8) 役員等名簿

第7条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを一号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 役員等の職・氏名

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 改正後の平成11年告示の規定は、平成24年度以後の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査（以下「入札参加者資格審査」という。）について適用し、平成23年度以前の入札参加者資格審査については、なお従前の例による。

石川県告示第535号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

モニタリングカー 一式 購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部管財課

金沢市鞍月1丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成23年11月14日

4 落札者の名称及び所在地

日立アロカメディカル株式会社

東京都三鷹市牟礼6丁目22番1号

5 落札金額

39,375,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成23年10月4日

石川県告示第536号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番2	平成23年11月15日	平成26年11月14日

石川県告示第537号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 2 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 県統計調査の対象とする範囲
県内に所在する産業廃棄物が多量に発生することが予想される業種の事業所
- 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標(製造品出荷額等)
 - (2) 基準となる期日又は期間
平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで
- 5 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間
平成23年11月29日(火)から同年12月22日(木)まで

石川県告示第538号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市縄又町滝谷2、大野町長板4の2、土山1の2から1の5まで、1の7から1の12まで、29の2、29の3、30の2、31の2、32の2、西円山一二5の6から5の8まで、一六15の3、15の4、16の3、16の4、18の3、19の2、19の3、三井町中藤谷内42、深見親塚1の1、道下一七2、一八59の6、59の14、59の30、59の33
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

輪島市大野町隠レ谷32の2から32の4まで、33の2から33の4まで、34の2から34の4まで、36の2から36の4まで、37の2から37の4まで、40の2から40の4まで、44の2、44の3、45の2、45の3、52の2、53の2、53の3、54の2、54の3、55の2、55の3、56の2、56の3、57の2、57の3、58の2、58の3、59の2、59の3、土山6の2から6の5まで、21の2、21の3、22の2、22の3、23の2、23の3、24の2、24の3、25の2から25の4まで、26の2、26の3、27の2、27の3、房田町三蛇1の4から1の6まで、三井町中大谷内5、6

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

輪島市三井町中大谷内5、6

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成23年11月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 子育て支援はぐはぐ そのままでいいよ
- 3 代表者の氏名
廣岡 立美
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市土清水2丁目396番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、行政と親子、企業と親子、行政と企業をつなぎ、社会全体で子育てを支援することによって、子育てが楽しいと思える社会になるための環境作りに寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
山崎 雅英 木村 庄吾 米田 太郎 酒井 美珠 倉田 美徹 高藤 早苗 林 史一 上野 桂一 中村 常之 大村 仁志 柿木 嘉平 守護 晴彦	県内全域	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
岡田 直樹	"	七尾市松百町8部3番地の1 独立行政法人国立病院機構 七尾病院
押切 貴博	"	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック
浜口 毅 吉牟田 剛	"	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
竹田 伸也 清水 眞二 宮西 秀二 岡本 晶代	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院	平成23年3月31日
飯島 将司	加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団加賀白山会 板谷医院	平成23年10月1日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ七尾店、カメラのキタムラ七尾本府中店
七尾市本府中町ヲ22 - 1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ホームセンターはしもと七尾店、カメラのキタムラ七尾本府中店

(変更後) ホームプラザナフコ七尾店、カメラのキタムラ七尾本府中店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 橋本建材株式会社 代表取締役 橋本 良裕

鳳珠郡能登町宇出津新98

株式会社キタムラ 代表取締役社長 浜田 宏幸

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号

(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社キタムラ 代表取締役社長 浜田 宏幸

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時まで

(変更後) 午前9時から午後7時まで

3 変更する年月日

平成23年11月19日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,181平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

57台

イ 駐輪場の収容台数

7台

ウ 荷さばき施設の面積

62平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

11立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後8時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

5 届出年月日

平成23年11月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成23年11月29日から平成24年3月29日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年3月29日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

手取川七ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	中 橋 宏 喜	白山市剣崎町70番地	平成23年10月24日
"	源 田 吉 則	" 出合島町32番地	"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年11月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

邑知瀧土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中 野 専 一	羽咋市千路町に59番地1	平成23年11月1日
監事	藤 田 茂 次	" 四柳町と22番地	"

手取川七ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	葭 田 彦 次	石川郡野々市町下林三丁目125番地	平成23年10月25日
"	津 田 源 一	白山市福新町6番地	"

